

対馬市委託業務成績評定実施要領

（目的）

第1条 この要領は、対馬市が発注する建設工事にかかる委託業務（建築工事にかかる委託業務を除く。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 設計業務委託
- 二 測量業務委託
- 三 地質調査業務委託
- 四 環境調査業務委託
- 五 補償調査業務委託

2 評定は、前項一号から四号にかかるものについては、原則として1件の請負金額が500万円以上について行う。また、前項五号にかかるものについては、1件の請負金額が100万円以上について行う。ただし、前項一号から四号にかかるもので、受注者が財団法人のものについては対象としない。

（評定者）

第3条 第2条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、委託業務の請負契約についての検査を行う者（以下「検査職員」という。）及び監督を行う者（以下「監督職員」という。）とする。

（評定の方法）

第4条 評定は、委託業務成績評定表（様式-1）及び委託業務成績評定指針（別紙-1）により監督、検査その他必要な事項について、委託業務ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、委託業務の完成検査時及び債務負担行為業務の年度末既済部分検査時に行うものとする。

（評定の公表）

第5条 評定結果の公表は、対馬市委託業務成績評定書公表実施要領の定めるところによる。

（評定の通知）

第6条 評定結果の通知は、対馬市委託業務成績評定点通知実施要領の定めるところによる。

（評定の報告等）

第7条 当該年度末に、委託業務成績評定点一覧表（別紙3）において、財政課へ電子ファイルで送付するものとする。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から適用する。